

福井県知事 杉本達治様

南越前町長 岩倉光弘

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について

令和4年11月24日付け環政第120号で照会のありましたみだしのことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第2項に基づく環境の保全の見地からの意見を下記のとおりとする。

記

1 意見

大幅な事業見直しを求める

2 要旨

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが福井県南条郡南越前町と敦賀市及び滋賀県長浜市の行政界付近において、39基、最大総出力163,800kWの風力発電所を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及を図るものであり、政府目標の温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルに資するものと考えており、風力発電事業そのものは推進すべきものと考えている。

しかし、本事業における南越前町の区域では令和4年8月の観測史上最大雨量を記録した豪雨により、鉄道、道路、河川等の公共施設、農地及び農業施設、農作物、住家などが極めて甚大な被害に見舞われており、このような地域が対象事業実施区域に含まれているにもかかわらず、事業に伴って環境への影響が生じる場合に対してのより具体的な対応策及び昨年と同等の大雨が降った場合を想定した対応策について、事業者による積極的な情報発信と十分な説明が不足しており、地域住民、土地所有者、事業関係者等の理解と協力が得られていない状況である。

当町は、町の将来像として「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力

の花ひらく町」を掲げるとともに、町民指標においても、「愛します豊かな自然海・山・里」と謳っているとおり、海・山・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町を守っていく姿勢である。特に、この地域は、“森の王者”を冠するイヌワシやクマタカ等、「種の保存法」において厳格に守られる希少野生生物等が生息し、かつ、自然性の高いブナ林が分布する等重要な自然環境を有している。さらに、事業実施区域を含め広大な面積の森林が「森林法」に基づき保安林の指定を受けており、この豊かな自然環境により地域住民の日々の生活基盤が守られている。

本事業は、このような重要な自然環境であり、かつ、地域住民の安全な生活基盤を保障する森林環境を50ha以上にもわたり自然環境保全上及び防災上重要な山岳尾根や斜面上部を改変するものであるが、事業者から提出のあった環境影響評価準備書では、当該地域の自然環境の重要性への言及や地域特性への考慮が乏しく、予測評価において事実に基づいた科学的論述が欠けている。

また、気象変動の影響による災害等への深慮、環境影響予測、濁水対策、動物・植物・生態系の調査、廃棄物・残土処分について十分な検討と評価がなされていない。

このことから、現計画での事業実施には賛成できず、大幅な事業見直しが必要である。